

# 国民健康保険

問合せ先 国保年金課

## 国民健康保険証の更新

### ■新しい保険証を送付します

現在交付している保険証(薄い緑色)は11月1日以降使用できません。

新しい保険証(桃色)を10月下旬に簡易書留郵便で送付しますので、届き次第、新しい保険証を使用していただき、古い保険証は破棄してください。なお、11月になっても届かない場合は国保年金課まで問い合わせてください。

### ●75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

### ●外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合は、保険証の更新手続きが必要です。

### ■保険証の廃止について

国の法改正により、12月2日以降、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行することになりました。以降は、保険証の新規発行はできなくなりますが、発行済みの保険証は、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することができます。

### 保険料の納付はお済みですか? 10月31日(木)は 第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差し押さえることもあります。保険料は、納期限内に収めましょう。

### 【口座振替をご利用ください】

国民健康保険料を年金から差し引いて納付する人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落とされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付するので、還付のたびに申請する必要はありません。

現在、納付書で納付している人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをし、口座振替の推進にご協力をお願いします。※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通し暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができるので、利用してください。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせてください。)

### 【電話での納付相談を 受け付けています】

納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

# 税

問合せ先 税務課

## 法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など(収

## 年末調整手続の 電子化について

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面(ハガキ)で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続を書面で行っていました。

この一連の手続が電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(通称「年調ソフト」)にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメールなどで勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

## 市・府民税

### 第3期分の納期限は

10月31日(木)です

領収書はお支払い済みの証拠となるものなので、大切に保管してください。



▶ 国税庁  
ホームページ